

武力紛争被害者の救済と 国際司法裁判所の勧告的意見

五十嵐 宙

1. 問題の所在
2. 前史としての常設国際司法裁判所と勧告的意見の役割
3. 国際司法裁判所の設立過程
4. 勧告的意見制度活用の可能性と手続的障壁
 - (1) 平和条約の解釈事件
 - (2) ナミビア事件
 - (3) 西サハラ事件
 - (4) パレスチナの壁事件
 - (5) チャゴス諸島事件
5. 勧告的意見手続きと争訟事件手続きの間に存在する「薄い線」
6. 今後の検討課題としての争訟事件手続きにおいて発生する手続的障壁

1. 問題の所在

国家による武力行使の国際法適合性は、国際法という法領域において長らく主要な論争課題であり続けてきており、現代国際法の下においても、さまざまな形態の武力行使が国際法上合法なものとして扱われるか否か、盛んに議論されている。

戦間期におけるいわゆる不戦条約で戦争の違法化が図られ、それでも第二次世界大戦を防止できなかった反省から、国連憲章の下では、形式的意味における戦争のみならず、武力の行使や武力による威嚇そのものが禁止の対象とされている¹が、それでも、国連憲章では国連によ

¹ 国連憲章2条4項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」と規定して、「戦争」という用語を用いずに原則として武力行使及び武力による威嚇を禁止している。

る集団安全保障²のほかに自衛権が規定され³、国家による合法的な武力行使は国連憲章体制の下でも存在する。

また、国連憲章2条4項が「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」としていることから、「国際関係」に該当しない、すなわち「国家」を対象としないテロリストに対する武力行使の合法性⁴や、国連憲章の文言には抵触することになるが、新たに成立した慣習国際法として重大な人道危機が発生した際に、それを防止するために国連による授權が行われなくても武力行使が法的に正当化されるとする「人道的介入」に関する問題⁵などが議論されている。

これらの問題は、いわゆる *jus ad bellum* として、武力行使自体の合法性そのものがその主題となるものであるが、当該武力行使自体が仮に合法的なものであったとしても、これとは別に *jus in bello*、すなわち武力紛争下における行為の合法性に関する問題が生じることになる。

両者ともに、国際社会全体が負う義務であるところのいわゆる対世的義務⁶を構成する規範

² 通常、集団安全保障は国連安保理による決議に基づいて行われるが、理論的には、朝鮮戦争における実践のように、国連総会のいわゆる「平和のための結集決議」によっても実現されることがありうるので、本稿では、あえて国連安保理に限定せず、「国連による集団安全保障」としている。

³ 国連憲章51条前段は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」と規定し、国家による自衛権の行使を明示的に承認している。

⁴ 本稿の主題とは異なるので、詳細は省略するが、対象がテロリストという非国家主体であっても、他国領域に対して武力行使を行う場合は、結果として国家の領域主権の侵害となり、「国際関係における武力行使」と位置付けられることになる。しかしながら、小規模な越境攻撃であれば、国家の政治的独立も領土保全の一体性も害しないため、そもそも2条4項の禁止する武力行使に該当しないとの議論が提示可能であり、実際の国際裁判や国家実行の中にもそのような理解を示すものがある。詳細は拙稿『『テロとの戦い』における不干渉原則の違反に対する違法性阻却～近年の国家実行と新たな慣習国際法～』青山社会科学紀要第40巻第2号1-26頁参照。

⁵ 対テロリスト武力行使と異なり、こちらはそもそも国家を対象としている大規模な武力行使が想定されるので、明示的に国連憲章2条4項の違反を構成することになるが、それでも1999年のコソボ紛争時や2018年のシリア空爆時に主張された議論のように、実際上の必要性からこうした類の武力行使を国際法上許容するべきであるとの議論も一定程度存在する。例えば M. P. Scharf は、コソボ紛争における NATO の人道的介入に対してはその違法性を指摘する見解が多かったのに対し、シリアに対する空爆が米国、英国、フランスによって行われた際には、これを支持する国家が多数を占めていたことを指摘し、新たな慣習国際法が形成される可能性について論じている。See Michael P. Scharf, “Striking a Grotian Moment: How the Syria Airstrikes Changed International Law Reaching to Humanitarian Intervention”, *Chicago Journal of International Law*, Vol. 19, No. 2, pp. 586-614.

⁶ 国際司法裁判所は、有名な「バルセロナトラクション事件」において、国家が負う義務を対国家的義務とすべての国家もしくは国際社会全体に対する義務とに分類し、後者の義務を「対世的義務 (obligations erga omnes)」と呼んだ。See International Court of Justice, “Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgium v. Spain) (New Application: 1962)(hereinafter “Barcelona Traction”), judgment of second phase, *I. C. J. Reports*, 1970, p. 32, para. 33.

であるという共通点を有するが、前者の問題は同時に侵害される権利が国家の主権的権利であり、その意味で伝統的国際法の枠組みで検討が可能なものであると解される。自衛権の行使が報復ではなく更なる武力行使を防ぐことにありとされる現代国際法の下では、国連安保理による強制措置を除き、違法行為への責任追及は伝統的な平和的紛争解決の枠組み、すなわち「交渉」「仲介」「周旋」「仲裁裁判」「司法裁判」などといった手法で行われることになり、それらはすべて「国家」と「国家」を当事者とした紛争解決の枠組みにあてはめられることになる。

これに対して *jus in bello* に対する違反は、不必要な苦痛をもたらす違法な害的手段が用いられたり、文民に対する攻撃が行われたりするなど、国家の主権というよりも個人の権利が侵害される例が多く、被害者の権利救済において、上述したような伝統的な平和的紛争解決手段が必ずしも適していないという問題が存在することになる。

それでも国際法という法領域は、「外交的保護」という手段を通して、「国家」対「国家」という伝統的枠組みの範囲内で救済を図る手法を用意しているのであるが、この手法の下では、国家が個人に代位して救済を求め、その結果が必然的に個人に還元されるのではなく、いわゆる「埋没理論」という考え方の下で、あくまでも国家に対する権利侵害、つまり自国民の被害が国家の人民に対する主権の侵害であると構成して責任追及が行われるという理解が一般的であることには、重大な問題が存在する。

もともと、その結果を個人に還元することは当然被害者の国籍国の裁量で許されることになるし、こうした責任追及が将来の人的被害防止に寄与することも事実であり、このような伝統的枠組みが不必要という結論には至らない。これらの手続きは「争訟事件」と呼ばれるものであるが、国際司法裁判所はその性質上、当時国が裁判所の管轄権に同意していなければ管轄権を行使することができない。

管轄権行使の同意には、個別の同意の他に管轄権受諾宣言や紛争解決条約への参加、国際司法裁判所への付託を規定した人権条約の規定に基づくものなど、いくつかの種類が存在するが、仮にこうした同意が「一切」存在しない場合においても、国際司法裁判所が法的見解を示す道は残されている。それが「勧告的意見」の手続きである。

本稿は、このような関心を出発点として、*jus in bello* の文脈で個人が外国軍による活動に伴う被害を受けた場合に司法を通じてその責任を追及し、国際司法裁判所を通して救済を求める際に発生する諸問題について検討するための前提的研究として、管轄権行使への同意が一切存在しない中で利用可能な、国際司法裁判所および前身である常設国際司法裁判所における「勧告的意見」を利用した救済の可能性について簡潔に検討することを目的とするものである。

2. 前史としての常設国際司法裁判所と勧告的意見の役割

国際司法裁判所の前身である常設国際司法裁判所は、国際連盟規約 14 条において設立が求められていた⁷ものであり、1920 年の連盟総会において、その設立文書である常設国際司法裁判所規程が採択されている⁸。

現在の国際司法裁判所と同様に、同規程 34 条によって、裁判所において訴訟当事者となることができるのは国家のみとされ⁹、裁判所の管轄権が及ぶ範囲も、現在の国際司法裁判所と同様に、「(a)条約の解釈、(b)あらゆる国際法上の問題、(c)認定されれば国際的義務の違反を構成することになるあらゆる事実の存在、(d)国際的義務違反に対してなされる賠償の性質または範囲」の 4 類型が列挙されている¹⁰。

また、起草段階における議論の結果、草案から削除され、規程においては明記されていないものの、国家間紛争と同時に勧告的意見の手続きも取り入れられ、後述するように、本稿との関係でも重要な役割を果たしている。

周知のとおり、国際連盟は当時の米国大統領であったウィルソンの提案によって設立されたという経緯があるものの、当の米国は上院における同意が得られず連盟に参加しなかったことなど、多くの問題を抱えたままその船出を迎えることとなったが、常設国際司法裁判所に関してはその米国からも判事が選任されるなど、国際連盟には見られない特徴がみられた¹¹。これは、国際司法裁判所が国連の主要機関とされている¹²のに対し、常設国際司法裁判所は、国際連盟の一機関とはされていなかったこと¹³、判事が国家を代表する立場ではなく、すべての国に公平な判断を下す役割が期待されていたためである¹⁴と考えられる。

裁判所は、1922 年から活動を開始し、1940 年に実質的活動を終了するまでの 20 年弱の期間

⁷ 同条第 1 文は「連盟理事会は常設国際司法裁判所設置案を作成し、これを連盟国の採択に付すべし。」と規定している。

⁸ See website of ICJ(Available online at https://www.icjci.org/files/permanent-court-of-international-justice/serie_D/D_01_1e_edition.pdf)

⁹ See *ibid.*

¹⁰ See *ibid.*

¹¹ 裁判所設立時に選任された 11 名の判事は下記のとおりである。V. R. B. Finlay(from United Kingdom), B. C. J. Loder(from Netherland), R. Barbosa(from Brazil), D. J. Nyholm(from Denmark), C. A. Weiss(from France), J. B. Moore(from United States), R. Altamira(from Spain), Y. Oda(from Japan), D. Anzilotti(from Italy), M. Huber(from Switzerland).

See J. B. Moore, "The Organization of the Permanent Court of International Justice", Columbia Law Review, Vol. 22, No.6, p.502.

¹² 国連憲章 92 条は国際司法裁判所を「国際連合の主要な司法機関」と位置付けている。

¹³ 杉原高嶺「国際司法裁判所における勧告的意見機能の発展 (2)」北大法学論集 22 巻 4 号 810 頁参照。

¹⁴ See *supra* note 11, p.504.

に、29 件の国家間紛争について扱い、27 件の勧告的意見を下すなど、活発にその活動を行っていた。裁判所による判決の中には、現在でも国際法の教科書などで多く引用される、「ロチュース号事件」¹⁵や、「東部グリーンランド事件」¹⁶なども存在し、国際法学の発展に対して極めて大きな役割を果たしていたと解される。

そして、本稿との関係で注目すべきは、現在の国際司法裁判所における運用とは異なり、勧告的意見手続きにおいてもその意見に法的拘束力が与えられ、紛争の司法的解決の一つとして利用されていたという点である。

杉原高嶺が分析しているように、こうした種類の勧告的意見手続きとして、「意見裁判」と呼ぶべき、実質的には紛争当事国による付託によって開始される¹⁷運用が存在していたのである。しかもその一部においては当該当事国の同意に基づいて、勧告的意見には法的拘束力が付与される運用が存在していた¹⁸。

この、「意見裁判」という用語はもともと、1928 年の万国国際法学会の報告で用いられた“arbitrage consultative”の訳語であるから司法裁判を想起させる「意見裁判」というよりは「意見仲裁」とすべきところではあるし、当該報告において MM. A. de Lapradelle と D. Nrgulesco は「付託の任意性」、「合意に基づく裁判官選任」、「適用法規の決定」という仲裁裁判との類似性に言及している¹⁹ のであるから、文脈的にも「意見仲裁」とした方が適切であると解されるが、杉原が指摘するように²⁰、常設国際司法裁判所判事が裁判官を務める当該裁判の性質は、実質的には司法裁判に近いものであると理解されることから、本稿においても「意見裁判」の語を用いる。

そうした例として知られるのが、「チュニス・モロッコ国籍法事件」である。以下では、この事件について概観し、勧告的意見付与を通じた国家間紛争の司法的解決について検討することとする。

この事件は、チュニス及びモロッコにおいて出生し、かつ両親のいずれかがそこで出生した者である場合について、フランス国籍を有するものと定めた法令²¹について、英国が英国籍を

¹⁵ 国際法の基本原則として「禁止は推定されない」という定式を確立した判決として知られる。

¹⁶ 国家の一方的行為に対して法的効力を認めた事件として知られる。

¹⁷ 手続き上、国家は勧告的意見の要請を行うことができないので、連盟理事会が要請を行うが、これは当事国が連盟理事会にその要請を行うことを要請したことによるものである。

¹⁸ 前掲注 13, 779 頁参照。

¹⁹ MM. A. de Lapradelle et D. Nrgulesco, “Rapport sur la nature Juridique des Avis Consultatifs de la Cour Permanente de Justice Internationale: leur valeur et leur portée positive en droit International”, *Annuaire de l'Institut de Droit International*, tome 34, p.453

²⁰ 前掲注 13, 784 頁参照。

²¹ Permanent Court of International Justice, “Nationality Decrees Issued in Tunis and Morocco”, Series B, No. 04, Advisory Opinion, pp.16-17.

有する者への適用に抗議したことから起こった紛争が、常設国際司法裁判所に持ち込まれたものである。英国は本件について仲裁裁判への付託を提案していた²²が、これがフランス政府によって拒否され、交渉の結果、国際連盟理事会によって当該紛争が裁判所による勧告的意見手続にかけられることとされたものである²³。

本稿との関係で重要なのは、「問題となっている事項がもっぱら国内管轄事項であるとは言えない」旨の内容だった場合に、本件紛争を両国が仲裁や司法的手続きにかけすることに同意していたという点である²⁴。

つまり、「意見裁判」の手続きにおいて、その結果を拘束力あるものとして当事国が同意すれば、そこで出される勧告的意見は、単なる「勧告」の意味を超えて、「判決」に等しい効果を発揮することになったのである。

「チュニス・モロッコ国籍法事件」において裁判所の勧告的意見が拘束力あるものとして扱われたのは、両当事国がその点において合意していたからであり、常設国際司法裁判所における運用で、こうした拘束力の合意なくして勧告的意見が法的拘束力を持つことはない。

しかしながら、常設国際司法裁判所が「意見裁判」において拘束的な勧告的意見を出す形で国家間紛争を扱っていたという事実は、国際司法裁判所における勧告的意見の意義を考える際に、一つの可能性を示唆するものである。

すなわち、当事国の合意など、法的拘束力発生に「別の根拠」が存在すれば、国際司法裁判所の下でも法的拘束力を伴った勧告的意見の発出が可能であると理解されるのである。

そして、そういった「別の根拠」としては、条約規定の存在や安保理決議が挙げられる。例えば、国連特権免除条約の 8 条 30 項後段では、「紛争が国際連合と加盟国との間で生じた場合には、紛争に含まれる法律問題については、国際連合憲章第 96 条及び国際司法裁判所規程第 65 条の規定に従って勧告的意見を要請する。裁判所が与えた意見は関係当事国により最終的なものとして受諾される。」と規定しており、紛争の関係当事国は、国際司法裁判所の勧告的意見に拘束されることになる。

そして、現在の国連安保理がその決議に法的拘束力を持たせる権能を与えられていること²⁵に鑑みれば、安保理によって要請された勧告的意見について、安保理がそれを拘束力あるものとして認定する決議を採択するというケースも考えられる。このような安保理決議によって理論上勧告的意見に法的拘束力を与えられた場合、紛争当事国が同意することなく国家間紛争が

²² See *ibid.*, pp.18-19.

²³ See *ibid.*, p.21.

²⁴ See *ibid.*, p.9.

²⁵ 国連憲章 25 条では「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する。」と規定している。

国際司法裁判所によって審理され、法的拘束力ある勧告的意見を出すという可能性が切り開かれることになるのである。

よって、現在の国際司法裁判所における責任追及手続について検討する際には、裁判手続のみならず、勧告的意見手続についても視野に入れておかなければならないといえるだろう。

常設国際司法裁判所が勧告的意見を発出する要件をめぐって争われたのが、「東部カレリア事件」²⁶である。この事件は、フィンランドとロシアとの間で締結された平和条約により、自治権が認められた東部カレリアの自治に関して発出されたロシアによる宣言が条約としての効力を持つと主張するフィンランドと、宣言的効力を持つにすぎないと主張するロシアとの間で発生した紛争²⁷について国際連盟理事会により勧告的意見が要請された²⁸ものである。

ロシアが国際連盟加盟国でなかったことから、このような紛争について裁判所が勧告的意見を出すことの妥当性が問題となった。ロシアは、当該紛争について国際連盟が介入することに対しては反対の意向を示しており²⁹、そのような状況において裁判所が勧告的意見を出すことが許容されるかが問題となったのである。

この問題について裁判所は、第一に、国際法では、国家が同意なく他国との紛争を仲介、仲裁、その他あらゆる種類の平和的解決手段を強制されることはないという原則を確認し³⁰、さらに、ロシアの同意がない状況下において、現実問題として、判断を行うに十分な証拠がそろわないことを指摘し³¹、理事会の要請に応えることを拒否した³²。こうした当事国の同意が存在しない状況において勧告的意見の付与を拒否すべきであるという原則は「東部カレリア原則」と呼ばれることになるが、この事件で明らかになったように、常設国際司法裁判所は、事実上の国家間紛争を勧告的意見の形で取り扱う際には、当事国の同意をその要件として設定していたのである。

東部カレリア事件は国際連盟加盟国と非加盟国という特殊な状況下において発生した事件ではあるが、当事国の同意なくして裁判所が勧告的意見を下せるかという問題は、国際司法裁判所の下でも当然に問題とされるべきものである。

常設国際司法裁判所の下で行われた「意見裁判」は当事国の合意に基づいて開始されるものであり、東部カレリア原則が適用される余地は存在しない。また、条約規定に基づいて拘束力が付与される場合にも、当該規定に対する当事国の同意が存在していることが擬制される以

²⁶ Permanent Court of International Justice, “Status of Eastern Carelia” Series B, No.05.

²⁷ See *ibid.*, p.22.

²⁸ See *ibid.*, p.7.

²⁹ See *ibid.*, p.28.

³⁰ See *ibid.*, p.27.

³¹ See *ibid.*, p.28.

³² See *ibid.*, p.29.

上、東部カレリア原則が適用されることはないだろう。

しかしながら、上述したように安保理決議によって勧告的意見に拘束力が付与される場合には、当事国の同意が存在しない場合が想起されうる。

よって、以下では国際司法裁判所における争訟手続きについて検討を行う前に、国際司法裁判所の設立過程について概観した後、国際司法裁判所の勧告的意見手続きにおける東部カレリア原則の適用可能性について検討を行う。

3. 国際司法裁判所の設立過程

国際司法裁判所は、常設国際司法裁判所に代わる組織として設立されたが、国連憲章の起草過程においては、常設国際司法裁判所を継続させるか、新しい裁判所を創設するかで議論が行われた。

ダンバートン・オークス提案においては、国際司法裁判所を国連の主要な司法機関とするという提案がなされた一方で、その規程に関しては、常設国際司法裁判所規程を必要な改正を行ったうえで継続させる案と常設国際司法裁判所規程をベースとして新たな規程を作成する案とが併記された³³。

Hudson が指摘するように、International Court of Justice という現在の英語名称を用いた部分と Court of International Justice を用いた部分が存在しているものの³⁴、この時点で、「常設国際司法裁判所」という名称ではなく「国際司法裁判所」という名称が用いられていた時点で、その名称が変更されることは既定路線であったが、裁判所規程の扱いをどのようにするかは名称の変更から必然的に導かれるものではなかったのである³⁵。

常設国際司法裁判所規程を改正する形のメリットとして、常設国際司法裁判所における経験を活かすことができるなどの主張もなされた³⁶が、常設国際司法裁判所規程の改正には実際上の問題が立ちはだかることとなった。

すなわち、第一に、同規程が改正について規定していない以上、条約改正にはすべての締約国の同意が必要になるところ、サンフランシスコ会議には参加していない常設国際司法裁判所

³³ See *Yearbook of United Nations*, 1946-47 Part I: The United Nations. Section I: Origin and Evolution, Chapter E: The Dumbarton Oaks Conversations, p.6.

³⁴ 常設国際司法裁判所の英語名称は Permanent Court of International Justice であるから、意味合いとしては「国際司法を実施する裁判所」ということになる。現在の International Court of Justice は「司法を実施する国際裁判所」ということになり、日本語名称だとその違いは判らないが、英語名称では実施する対象が異なっていることがわかる。

³⁵ See Manlet O. Hudson, THE TWENTY-FOURTH YEAR OF THE WORLD COURT, *American Journal of International Law*, Vol.40, No.1, pp. 6-7.

³⁶ See *ibid.*, p.8.

規程の締約国が存在し、そのような国に対して改正について同意を得ると、規程と一体となっている国連憲章そのものが署名に遅延が生じることが懸念された³⁷。逆に、常設国際司法裁判所規程は国際連盟加盟国にのみ署名および批准が解放されており、サンフランシスコ会議出席国には常設国際司法裁判所規程の締約国でない国が多数存在しており、そういった国は締約国でない以上、改正が完了するまでは新たな裁判所に参加することが許されず、改正作業にも加わることができないことも問題としては存在した³⁸。

このような点を総合的に考慮した結果、サンフランシスコ会議の第一委員会で報告者を務めた Al-Farsy による報告では、常設国際司法裁判所規程の改正という道は採用されず、新しい裁判所を創設する選択肢が採用されたのである³⁹。

もっとも、Al-Farsy は、新規程の採用は旧裁判所との断絶を意味するものではないとして、新規程が旧規定をベースにしていること、新規程の中には、36 条 4 項(実際の規程 36 条 5 項)⁴⁰や 37 条⁴¹のように旧規定の効力を継承する規定が含まれていることを強調している⁴²。

こうした過程を経て作られた国際司法裁判所規程であるが、その下で常設国際司法裁判所が実施してきた勧告的意見手続きはどのように扱われることになったのであろうか。以下で当事国の同意が存在しない中で要請された勧告的意見を振り返り、現代の国際司法裁判所の下での勧告的意見制度活用の可能性を検討する。

4. 勧告的意見制度活用の可能性と手続的障壁

(1) 平和条約の解釈事件

「東部カレリア事件」で問題となった当事国の同意がない勧告的意見の妥当性に関して国際司法裁判所が最初に取り扱ったのは、「平和条約の解釈事件」⁴³である。この事件は、ブルガリ

³⁷ See *ibid.*

³⁸ See *ibid.*, pp.8-9.

³⁹ See *Documents of the United Nations Conference on International Organization, San Francisco, 1945, Vol.13, p.383.*

⁴⁰ 国際司法裁判所規程 36 条 5 項は「常設国際司法裁判所規程 36 条に基いて行われた宣言でなお効力を有するものは、この規程の当事国の間では、宣言が今後存続すべき期間中及び宣言の条項に従って国際司法裁判所の義務的管轄を受諾しているものとみなす。」と規定している。

⁴¹ 国際司法裁判所規程 37 条は「現行諸条約が国際連盟の設けた裁判所または又は常設国際司法裁判所にある事項を付託することを規定している場合には、その事項は、この規程の当事国の間では国際司法裁判所に付託される。」と規定している。

⁴² See *supra* note 84, p.384.

⁴³ International Court of Justice, “Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania”; hereinafter *Interpretation of Peace Treaties*, advisory opinion, *I.C.J. Reports*, 1950, p.65.

ア、ハンガリー、ルーマニアと連合国との間で締結された平和条約における人権保障義務に関する紛争につき、条約中の紛争解決手続の適用可能性が争われたものである⁴⁴。

この事件の前提となる状況は「東部カレリア事件」と類似していた。すなわち、「東部カレリア事件」におけるロシアの地位と同様に、枢軸国側で第二次世界大戦に参戦したブルガリア、ハンガリー、ルーマニアはいずれも当時において国連加盟国ではなく3国の国連加盟が実現したのは、1955年12月14日のことである⁴⁵。そして、3国はいずれも、国際司法裁判所による勧告的意見の付与に反対の姿勢を示していた。

反対の理由は2つあり、1つは国連総会によって要請された問題が、「国内管轄事項」に該当し、国際司法裁判所が勧告的意見を付与するのは、越権行為に該当するというものであり⁴⁶、もう一つは「東部カレリア事件」における常設国際司法裁判所の認定に依拠した、紛争当事国の同意がない状況において、国際司法裁判所は勧告的意見を付与できないとするものであった⁴⁷。

前者の理由に関し、国際司法裁判所は、国連総会が本件を裁判所に要請したのは、国連憲章55条が規定する国連の人権保障促進義務に言及して、反対を退けた⁴⁸。そして、後者の反対理由に関しては、第一に、国家の同意が求められるのは係争事件の場合であって、勧告的意見では、当該意見に拘束力が発生しないがゆえに国家の同意は求められないこと、第二に、勧告的意見は国家ではなく国連機関に対して付与されるものであるから、国連加盟国であるか否かを問わず、国家は勧告的意見の付与を妨害できないこと、第三に、「東部カレリア事件」において常設国際司法裁判所に検討が求められた課題が国家間紛争の中核に関するものであったが故に国家間紛争に対する判断と同等のものと解されるのに対し、本件では紛争解決手続の適用可能性に関する問題が要請されており、紛争の本案にふれることがないことを挙げて、反対を退けた⁴⁹。

Gross は本件において裁判所が当事国の反対にも関わらず勧告的意見を付与したことから、東部カレリア原則から「実質的に決別した」と解すべき旨を述べている⁵⁰。しかしながら、裁

⁴⁴ See *ibid.*, p.67.

⁴⁵ See Website of United Nations, available online at <https://www.un.org/en/member-states/index.html>.

⁴⁶ see *Interpretation of Peace Treaties*, advisory opinion, p.70.

⁴⁷ See *ibid.*, p.71.

⁴⁸ See *ibid.*, p.70.

⁴⁹ なお、この勧告的意見には、Krylov 判事、Zoricic 判事、Winiarski 判事によってそれぞれ反対意見が出されている。いずれの意見も東部カレリア原則を採用して、勧告的意見の付与を拒否すべきという旨のものである。See *Interpretation of Peace Treaties*, pp.89-113.

⁵⁰ See L. Gross, "The International Court of Justice and the United Nations", *Recueil des Cours*, Vol.120, pp.366-367.

判所が「東部カレリア事件」に言及し、その違いを強調していることに照らせば、「決別した」とまでは言えず、Greig が指摘するように、本件において東部カレリア原則が放棄されたとは言えないものの、その権威は大きく損なわれたと解するのが適切であろう⁵¹。

その後も、国際司法裁判所は勧告的意見手続きにおいて東部カレリア原則適用の有無をたびたび審査してきた。結論から述べれば、国際司法裁判所が東部カレリア原則を適用して勧告的意見の要請を拒否した事例は存在しないのであるが、そこで裁判所が採用した理由を検討することにより、現在の国際司法裁判所が東部カレリア原則をどのように位置づけているかが明らかになるものと考えられる。以下では、「平和条約の解釈事件」の後に東部カレリア原則の適用が直接的に問題となった「ナミビア事件」「西サハラ事件」「パレスチナの壁事件」「チャゴス諸島の分離事件」を参照して、国際司法裁判所における東部カレリア原則の射程を検討していくこととする。

(2) ナミビア事件

本件は、ナミビアを実効支配する南アフリカをめぐって安保理によって付託されたものである。この問題については、いわゆる「南西アフリカ事件」として南アフリカを被告とする争訟事件としてエチオピアとリベリアが提訴したものの、裁判所がこれをいわゆる「民衆訴訟」として両国の原告適格性を否定した⁵²ことから、安保理が決議を採択し、委任状終了後における南アフリカの行為を違法かつ無効であると宣言した⁵³うえで、それでもなお南アフリカがナミビアに存在し続けることの諸国に対する法的効果を検討するよう国際司法裁判所に要請した⁵⁴ものである。

南アフリカは東部カレリア原則に依拠して勧告的意見の要請を拒否するべきであると主張した⁵⁵が、裁判所は、南アフリカが国連加盟国であり、国連憲章 96 条に拘束されること、南アフリカが手続きに参加していること、安保理による要請が二国間または多数国間で現実に発生している紛争に関係するものではないことを挙げ、東部カレリア原則の適用を認めなかった⁵⁶。

⁵¹ See D.W.Greig, “The Advisory Jurisdiction of the International Court and the Settlement of Disputes between States”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.15, p.326.

⁵² See International Court of Justice, “South West Africa (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa)”; hereinafter *South West Africa*, judgement of second phase, *I.C.J. Reports*, 1966, para.88.

⁵³ See U.N.Doc, S/RES/276(1970).

⁵⁴ See U.N.Doc, S/RES/284(1970).

⁵⁵ See International Court of Justice, “Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970)”; hereinafter *Namibia*, advisory opinion, *I.C.J. Report*, 1971, para.30.

⁵⁶ See *ibid.*, paras.31-32.

裁判所はここでも「平和条約の解釈事件」と同様に、「東部カレリア事件」との差異を強調していることから、東部カレリア原則を放棄したわけではないことがうかがえる。

しかしながら本件においては、「平和条約の解釈事件」とは異なる点が存在していることが指摘できる。すなわち、「平和条約の解釈事件」は裁判所自身が指摘するように、「条約手続きの適用可能性」が争われたものであり、本案をめぐるものではなかったのに対し、本件は、本案に関係する勧告的意見であり、しかもその結論の中では、南アフリカの行為から生じる国家責任として、その違法性が認定され、ナミビアからの撤退義務が指摘されているのである⁵⁷。この事実が何を意味することになるかは、のちに検討する。

(3) 西サハラ事件

本件は、スペイン統治下にあった西サハラについて、国連総会が決議を採択し、スペインによる植民地化の際に当該地域が無主地であったか、そうでない場合、当該地域とモロッコおよびモーリタニア体 (Mauritanian entity) との法的結びつきはどのようなものであったかについて勧告的意見を要請した⁵⁸ものである。

スペインは東部カレリア原則に依拠して、受理可能性を争った⁵⁹が、裁判所はここでも同原則の適用を否定した。

その理由として裁判所は、第一にスペインが国連の加盟国であること⁶⁰、第二に、国連総会において勧告的意見の要請そのものには反対していなかったこと⁶¹を挙げている。それでも、紛争当事国の同意の欠如によって受理可能性が否定されることはあるとした⁶²うえで、本件は次の3つの理由から東部カレリア原則が適用されないと認定した。

すなわち、裁判所は第一に、本件はスペインとモロッコとの間に生じている現在の領有権をめぐる紛争ではなく、西サハラ植民地化の過程におけるモロッコの権利に関するものであることを理由として挙げている⁶³。さらに、勧告的意見を要請した国連総会決議 3292 (XXIX) は、それ自体がスペインの西サハラにおける施政権を承認しており、現在のスペインの西サハラにおける法的地位は争われていないことが述べられた⁶⁴。

⁵⁷ See *ibid.*, para.117.

⁵⁸ See U.N.Doc. A/RES/ 3292 (XXIX).

⁵⁹ See International Court of Justice, “Western Sahara”; hereinafter *Western Sahara*, advisory opinion I.C.J. Reports, 1975, para.28.

⁶⁰ See *ibid.*, para.30.

⁶¹ See *ibid.*

⁶² See *ibid.*, para.33.

⁶³ See *ibid.*, para.42.

⁶⁴ See *ibid.*, para.43.

そして、東部カレリア事件においては、ソ連の手続きへの不参加によって十分な証拠が集められなかったことが意見付与を拒否した理由として挙げられたが、本件においては関係国や国連事務総長によって十分な情報が提出されていることから、本件においては東部カレリア原則が適用されることはないと認定されたのである⁶⁵。

以上の理由から、裁判所は本件においても受理可能性を肯定したが、結論においてはナミビア事件とは異なり、スペイン、モロッコ、モーリタニアの国家責任については言及されていない。もっともこれは、そもそも勧告的意見の要請決議がそれを求めていなかった点に照らせば当然の帰結であると解されよう。

(4) パレスチナの壁事件

本件は、イスラエルが停戦ラインを大きく超えたパレスチナ占領地域に設置した「壁」（イスラエルは「フェンス」と呼んでいる）が文民条約及び関連する安保理決議、国連総会決議を含む国際法の原則の下でどのような法的帰結をもたらすかという点につき、国連総会が緊急集会を開き、勧告的意見を要請したものである⁶⁶。

裁判所は、当該問題がイスラエルとパレスチナとの間で生じている紛争であり、イスラエルが裁判所の勧告的意見付与に同意していないという主張がなされている事実を指摘しつつ、東部カレリア事件、平和条約の解釈事件、ナミビア事件、西サハラ事件を引用しつつ、本件がイスラエル—パレスチナ間の紛争という側面のみならず直接的に国連の関心事項であることを指摘して、受理可能性を肯定した⁶⁷。

西サハラ事件では、二国間における「現在の紛争ではない」という理由から受理可能性を肯定した裁判所は、本件では明確に「イスラエル—パレスチナ間の紛争である」ことを認めたうえで、国連の関心事「でもある」という理由で受理可能性を肯定したことが特筆すべき点として指摘できる。パレスチナは意見が出された当時、国連において国家の地位は得ていなかったが、そのことが言及されておらず、二国間紛争と同様の文脈で検討が行われているという事実を鑑みれば、受理可能性肯定の判断にパレスチナの非国家性は考慮されていないと解するべきであろう。

また、西サハラ事件でも問題とされた東部カレリア原則のもう一つの根拠である情報の不足という点についても、国連事務総長の報告書や、関係国によって提出された文書、管轄権およ

⁶⁵ See *ibid.*, para.47.

⁶⁶ See U.N.Doc. A/RES/ES-10/14.

⁶⁷ See International Court of Justice, “Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory”; hereinafter *Wall*, advisory opinion, *I.C.J. Reports*, 2004, paras.46-50.

び受理可能性をめぐってイスラエルから提出された文書などによって十分な情報が得られているという理由から、本件における適用を否定し、受理可能性を肯定した⁶⁸。

さらに、ナミビア事件と同様、本件においてもイスラエルの国家責任が認定され、賠償義務の存在が認められている点も指摘することができる⁶⁹。

(5) チャゴス諸島事件

本件は、モーリシャス独立の直前に、チャゴス諸島がモーリシャスから分離されたという事実が、モーリシャスの非植民地化の過程として合法的になされたといえるかという点及び、分離後もチャゴス諸島に対する英国の統治権行使から生じる法的帰結について、総会決議によって要請が行われたものである。

モーリシャスは当初、本件を国際司法裁判所に提訴することを考慮しており、実際に、英国に対して 2001 年 1 月に国際司法裁判所での訴訟を提案したものの、英国はこれを拒否したという事実が存在する⁷⁰。さらに、モーリシャスは 2004 年に英国の管轄権受諾宣言に基づいて提訴を行うことを示唆したが、英国はこれを防ぐために宣言を改正し、かつてコモンウェルスだった国家に、宣言の適用除外を拡大した⁷¹。

モーリシャスは続いて、海洋法条約に基づく仲裁を求めたものの、裁判所は、本件がチャゴス諸島の主権に関する者であり、条約の解釈適用に関する紛争ではないという理由から、管轄権を否定した⁷²。

このように、モーリシャスによる二国間での紛争解決の試みがすべて失敗したことから、本件は国連総会による勧告的意見要請という手法が用いられることになったのである。

この事実は、本件が一貫して当事国から二国間紛争として扱われていたということを示唆するものであり、東部カレリア原則の適用も考えられる事例であったといえることができる。

一部の国は当然にそのような主張を行い⁷³、反対に、本件が非植民地化に関する法や自決権をめぐると問題であると主張した国家も存在した⁷⁴。

これまでの先例に照らせば容易に想像ができることであるが、裁判所は後者の意見を採用

⁶⁸ See *ibid.*, paras.55-58.

⁶⁹ See *ibid.*, paras.145-153.

⁷⁰ See International Court of Justice, “Legal Consequences of the Separation of the Chagos Archipelago from Mauritius in 1965”; hereinafter *Chagos Archipelago*, Written Statement of United Kingdom, para.5.19.

⁷¹ See *ibid.*

⁷² See Permanent Court of Arbitration, “Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom)”, PCA No.2011-03, Award, para.221.

⁷³ See *Chagos Archipelago*, Advisory Opinion, I.C.J. Reports, 2018, para.83.

⁷⁴ See *ibid.*, para.84.

し、本件が非植民地化という国連総会の関心事であることを認定し、東部カレリア原則を適用せずに、受理可能性を肯定したのである⁷⁵。

結論として裁判所は、モーリシャスの非植民地化が合法的に行われなかったことを認定し、英国には違法行為に基づく国家責任が発生し、英国は可及的速やかにその施政を終えるべきであると述べた⁷⁶。

受理可能性を肯定した本件以前に付与された上記4つの勧告的意見では一貫して東部カレリア事件について言及がなされていたが、本件では同事件に対する言及は完全に姿を消し、同事件に言及した国際司法裁判所の勧告的意見が引用される形となっている。このことは、国際司法裁判所の下で東部カレリア原則が適用される余地は、ますます狭められていることが示唆されているように解される。

5. 勧告的意見手続きと争訟事件手続きの間に存在する「薄い線」

平和条約の解釈事件が本案に関するものでなかったのに対し、以後に付与された4つの事件は、いずれも本案について判断が行われた勧告的意見であるという共通した特徴が挙げられる。さらに、西サハラ事件を除く3つの事件では、事実上の紛争当事国の国家責任についての認定までがなされており、賠償義務や原状回復義務にまで言及がなされている点も大きな特徴として挙げられるだろう。

この点につき、チャゴス諸島事件における宣言で *Gevorgian* 判事は、すでに安保理による違法性の認定が行われているナミビア事件とパレスチナの壁事件とは異なり、チャゴス諸島事件では、そのような認定が行われておらず、英国の国家責任について認定することは、勧告的意見と争訟事件の間に存在する「薄い線」を超えてしまうものであると批判している⁷⁷。もっとも平和条約の解釈事件が示唆するように、そのような「薄い線」は裁判所の主文が拘束的か否かにあるとみるべきであり、国連総会の責任を考えれば、「国家に対する義務違反」ではなく、「国際社会に対する義務違反」を認定する権限は、勧告的意見手続きの中でも与えられていると解するべきであろう。

従って、要請されたテーマが実質的には国家間紛争に該当するとしても、国連総会が責任を有する人権や非植民地化などに関係する部分を含んでさえいれば、国際司法裁判所に対して勧告的意見を要請することができ、裁判所は主文の中で、関係国の国家責任を認定することすら法的には可能であると解することができる。

⁷⁵ See *ibid.*, para.88.

⁷⁶ See *ibid.*, paras.177-178.

⁷⁷ See *Chagos Archipelago*, Declaration of Judge *Gevorgian*, para.5.

このように、こうした運用が「合法」であるとしても、その「正当性」は別の問題であるが常設国際司法裁判所とは異なり、国際司法裁判所が国連の主要機関であると位置づけられたことから、裁判所には「協力義務」が発生し、管轄権が認められた場合には、受理可能性を原則として肯定すべきであるという運用が定着している⁷⁸。

こうした状況は、勧告的意見の「バックドアの運用」ということも可能ではある⁷⁹が、安保理によって要請されたナミビア事件以外はすべて総会によって要請された勧告的意見であることに照らせば、平和条約の解釈事件において言及されたように、これらの意見はいずれも「非拘束的なもの」であるという事実も指摘しておくべきであろう。よって、「勧告的意見」と「争訟事件」の間に存在する「薄い線」は超えていないのである。

もっとも、こうした運用の正当性という観点からは、非拘束的な勧告的意見がどれほどの実効性を持っているかという点についても考慮しなければならないだろう。この点について、西サハラの独立はいまだ達成されておらず、パレスチナの壁についても取り除かれることはなく、チャゴス諸島の施政権も放棄される目途は全く立っていない現実は確かに存在する。

安保理が要請したナミビアの問題にしても、冷戦の影響もあって国連安保理による介入が十分に行われたとは言い難く、同国の独立が認められたのは1988年のことである。

とはいえ、このように現実の問題解決が遅延しているのは、国際司法裁判所の責任ではない。裁判所は、安保理や総会の要請に応じて、要請された課題に対する法的見解を述べているにすぎず、その見解を前提として実際の問題解決に責任があるのは、要請を行った安保理や総会である。平和条約の解釈事件でも言及されたように、国際司法裁判所は国家に対して勧告的意見を付与するのではなく、要請を行った国連機関に対して勧告的意見を付与しているのである。よって、現実の問題解決遅延を理由として、勧告的意見手続きそのものの正当性が棄損されることはないと思ふべきであろう。

しかしながら他方で、問題解決の責任を国際司法裁判所が負っていないという点は、こうした手法による問題解決は、「国際司法裁判所による問題解決」ではなく、「安保理や総会による問題解決」であるという事実につながるものでもある。こうした政治機関は、国際司法裁判所に勧告的意見を要請することなく、国家の違法行為の非難する権限が与えられており⁸⁰、そこ

⁷⁸ See Michla Pomerance, "Advisory Role of the International Court of Justice and its Judicial Character: Past and Future Prisms", in: Alexander S. Muller et al. (eds.), *The International Court of Justice: Its Future Role after Fifty Years*, The Hague 1997, p. 290.

⁷⁹ See Michla Pomerance, "The ICJ's Jurisdiction and the Crumbling Wall between the Political and the Judicial", *American Journal of International Law*, Vol.99, p.27.

⁸⁰ 例えば、総会決議 71/203 においては、シリア政府による住民の殺害や化学兵器の使用に関して、国際人権法、国際人道法違反に該当することを示した上でシリアを非難し、違法行為の終了を要求している。See U.N.Doc.A/RES/71/203.

に国際司法裁判所が勧告的意見付与によって介入することで、総会決議に対する法的妥当性を高めるという効果は期待することができるであろう。

その一方で、安保理や総会が国連の政治機関であるという現実には照らせば、司法機関である国際司法裁判所の協力によってなされたとしても、それは「法的権威を伴った政治的解決」という性格を有するものであり、「司法的解決」とはいいがたい。

よって、国際違法行為の司法的解決の道を模索するという目的との関係では、適切な解決方法とも言えない部分があることも指摘しなければならない。この点は、当事国と常設国際司法裁判所のみで完結していたかつての「意見裁判」とは明確に異なるものである。そして、国際司法裁判所の勧告的意見について東部カレリア原則の適用が事実上放棄されていることは、国家の合意に基づかず裁判所が管轄権を行使している勧告的意見と国家の合意によって管轄権が行使される争訟事件との壁を厚くしていると解されることになる⁸¹。

この点に鑑みれば、国際的違法行為の国際司法裁判所による「司法的解決」のためには、国家の合意に基づく争訟事件という手段を利用することが必要であると結論付けることができるだろう。

6. 今後の検討課題としての争訟事件手続きにおいて発生する手続き的障壁

伝統的に、国家の国際違法行為による人的被害の救済には「外交的保護」という手法が用いられてきた。しかしながら近年は、通常の外交的保護のように個人による一定の作為を要することなく、人的被害を直接的に「人権条約の違反」という形で提訴する事例も多くみられる⁸²。そしてさらには、「国籍」というリンクすらない第三国による訴訟も提起されており⁸³、人権侵害について、国家間紛争の形態を利用した救済の可能性において生じる手続き上の法的問題も多様化してきていることが指摘できる。

被害国が原告となっている場合には、従来から国際司法裁判所の司法手続きに関して問題とされてきた、裁判所の管轄権の根拠となる条約や宣言の有無や被害国と加害国との間の紛争の

⁸¹ その意味においては、勧告的意見と争訟事件との間にあるものは、上述した *Gevorgian* 判事の指摘にも関わらず、もはや「薄い線」ですらないのかもしれない。

⁸² 具体的には、ジェノサイド条約の違反をめぐる現在のセルビアを被告としたボスニア＝ヘルツェゴビナによる裁判や、クロアチアによる裁判、人種差別撤廃条約の違反などをめぐるロシアを被告としたジョージアによる裁判やウクライナによる裁判が挙げられる。

⁸³ 多数国間条約上、締約国が他の全締約国に対して負っている義務（いわゆる *obligations erga omnes partes*）違反が発生した場合に、直接的被害国以外の国家に原告適格が認められた例としては国際司法裁判所における「裁くか引き渡すかの義務事件」が挙げられる。また、本稿執筆時において係争中のロヒンギヤに対する「ジェノサイド条約適用事件も同様の文脈に位置づけられる。

存在等について検討する必要が生ずることになる。そして、第三国が原告となっている場合には、被害国以外に原告適格があるか否かという問題も同時に検討されなければならない。

なお、いうまでもなくこのような国際司法裁判所における人権条約の適用に関する裁判は、国家による域外軍事活動とは関係のない場面でも発生しうるものであるが、実際に国際司法裁判所に持ち込まれる人権侵害に関する事件の多くが、軍事的活動の結果として起きた人権侵害であることは、こうした軍事活動と人権侵害とは密接に結びついているものであることを示唆しているものであるといえるだろう。

もっとも、人権条約の違反について国際司法裁判所で救済を図る場合、現実には多くの事例において「個人」の被害に対する救済というよりも「個人の集団」の被害に対する救済という側面が強くなることが指摘できる。これは国際司法裁判所の管轄権受諾宣言を行っている国以外が当事国となる裁判の場合、自由権規約のような一般的人権条約には国際司法裁判所への紛争付託条項が存在しないが故に、同条項を有する個別的人権条約の違反で訴えが提起されることになるという事情によるものである。そしてそのような個別的人権条約は、「女性」であるとか「人種」「民族」のような特定の集団を保護対象としている場合が多くみられ、それゆえに当該集団に対する被害が、裁判の対象とされやすいのである。

よって、そのような集団に属することがない個人に対する被害の救済を国際司法裁判所において行う場合には、引き続き伝統的手法である外交的保護が役割を果たすことになる。こうした手段に共通する問題として、国際司法裁判所における争訟事件において度々問題とされてきた手続き的障壁は、「人的管轄権」「事項的管轄権」の2点である。上で検討を行った勧告的意見手続きが、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所と勧告的意見を要請した機関との間の、いわば内部関係として処理されるがゆえに、上記2つの障壁は問題となりにくかった。

国連総会と安保理は、あらゆる法律問題について勧告的意見を要請する権限が与えられており、これまで勧告的意見の管轄権が否定された例は、自らの管轄する分野について勧告的意見の要請が認められている国連専門機関である世界保健機関が核兵器使用の合法性について要請を行った事件のみである。この事件では、核兵器使用の健康面への被害を超えて、その「合法性」について勧告的意見を要請する権限が世界保健機関には存在しないとされた⁸⁴。そして、上述した東部カレリア原則の適用などを理由として受理可能性が否定された例は1件も存在しない。

これに対して、争訟事件については、そもそも裁判所の管轄権が国家の同意を基礎として認められるものであるという、勧告的意見手続きとの決定的な違いから、管轄権の問題は、勧告

⁸⁴ See International Court of Justice, “Legality of the Use by a State of Nuclear Weapons in Armed Conflict”; hereinafter *Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, *I.C.J. Reports*, 1996, paras.20-26.

的意見付与の場合とは異なり、大きな手続き的障壁として立ちはだかることになるのである。国際司法裁判所の人的管轄権をめぐる問題が実際に裁判の過程で問題となった主な事件としては、上述した被害国ではないエチオピアとリベリアが原告となって南アフリカを提訴した南西アフリカ事件と、被害国ではあったが国連加盟国であった旧ユーゴからの国家承継に問題を抱えていた当時の（新）ユーゴスラビアが原告となって NATO 加盟国を提訴した武力行使事件、逆に（新）ユーゴスラビアが被告として、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びクロアチアによって提訴されたジェノサイド条約適用事件、被害国ではないベルギーが原告となってセネガルを提訴した、引き渡すか裁くかの義務事件が挙げられる。したがって、これらの事件を振り返り、国際司法裁判所における争訟事件の人的管轄権について検討を加えていくことが必要であると考えられる。

国際司法裁判所の争訟事件に対する管轄権は、上述したように国家間に生じた紛争⁸⁵につき、国家の同意に基づいて設定されることになる。個別事件に対する同意が存在する場合には問題が生じることは考えられないが、同意が選択的管轄権受諾宣言や個別の条約規定による場合には、当該宣言や条約規定の適用条件の充足をめぐる問題が生じることになる。そのため、原告被告の双方に対して人的管轄権を認めたとしても、裁判所が「当該事件」を扱う事項的管轄権が認められない場合がある。

事項的管轄権の問題として議論されるのは、以下の2つに集約されることが考えられる。それは、第一に、そもそも国家間に「紛争」が生じているか否かというあらゆる紛争について出現する問題であり、第二に、個別的人権条約における紛争付託条項が管轄権根拠となっている場合の、条約規定が定める条件を満たしているか否かという問題である。

この二つの問題については、近年国際司法裁判所において問題となったという点で共通している。すなわち、第一の問題については、核軍縮義務事件において検討が行われ、第二の問題は、人種差別撤廃条約適用事件（ジョージア）において問題とされたのである。よって、これらの事件における裁判所の判決を参照して、裁判所の事項的管轄権について検討を行うことが今後の課題となるだろう。これらの問題については、別稿において検討を行う予定である。

⁸⁵ 国際司法裁判所規程 38 条 1 項は「裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務と」する旨規定している。